

令和2年5月 29 日

報道機関 各位

佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会負担金及び、設立後の運営費補助金に関して、地方自治法第 199 条第6項の規定による市長の要求に基づく監査を実施した結果、事務執行等が適正に行われていなかったと判断されたことを受けて、その事実関係を確認し、当該職員を処分するもの。
被処分者の所属及び処分内容等	総務課職員 (係長級 40 歳代) 戒告 社会教育課職員(主任級 30 歳代) 戒告
監督者の処分	教育長 譴責
処分日	令和2年5月 29 日付け
特記事項	教育長コメント 今後は、再発防止のための職員教育を徹底し、皆さまからの信頼回復に向けて取り組んでまいります
担当	教育総務課 課長 坂田 和三
連絡先	TEL:0259-58-7350 FAX:0259-58-7352

送信元：佐渡市総務課広報戦略室  
広報広聴係

T e l : 0259-63-5139

F a x : 0259-63-3300